

# 議員発議による 「長岡市子ども・若者の権利条例」を可決

長岡市議会では、子ども・若者の権利を尊重し、保障することにより、子ども・若者が自分らしく健やかに成長することを目指す「長岡市子ども・若者の権利条例」を、議員有志が発議し、全会一致で可決しました。施行日は4月1日です。

この条例は、基本理念、子ども・若者の権利、保護者や市の役割等について規定しています。

## 1 条例制定の背景・目的

近年、全国的に子ども・若者が生きづらさや困難を抱えている状況やその権利が守られていない状況が多く見受けられます。その背景には、子ども・若者の権利に対する理解が広がっていないことが挙げられます。

条例制定により権利に対する認識を広げ、子ども・若者の権利の尊重と保障につなげるものです。

## 2 条例の特徴

児童の権利に関する条約等に基づいた基本理念を掲げ、子ども・若者の権利を確認するとともに、権利保障のための役割を規定しています。

- (1) 子ども・若者が有する権利を挙げ、その権利が現在及び将来にわたって保障されることを規定
- (2) 子ども・若者の権利の尊重と保障に向け、基本理念に基づいた保護者や市等の役割を規定

## 3 これまでの経過

- ・議員有志による「子ども条例研究会」が政策検討会議設置の申入れ(R6/5/31)
- ・令和6年6月定例会において、子ども・若者の権利条例(仮称)制定検討委員会を設置(R6/6/25)
- ・制定検討委員会を開催し、条文案について協議(R6/6/25～R7/2/12。計11回)
- ・条例案に対するパブリックコメントの募集(R6/12/24～R7/1/23。提出意見は5人から12件)